

## 別紙

諮問第849号、第850号、第876号～第878号、第891号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

本件各訂正請求却下処分は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各訂正請求に対し、東京都知事が行った別表に掲げる本件各訂正請求却下処分について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各訂正請求は、条例19条2項の要件を欠くものである。

#### 4 審査会の判断

##### （1）審議の経過

本件各審査請求については、別表の「諮問日」欄に記載のとおり審査会へ諮問され、令和4年9月16日（第225回第二部会）から令和6年2月16日（第240回第二部会）まで、16回の審議を行った。

##### （2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象保有個人情報について

本件各審査請求に係る対象保有個人情報は、それぞれ別表の「開示された情報」欄に記載のとおりである。

ウ 本件各訂正請求について

本件各訂正請求の趣旨は、別表の「訂正請求内容」欄に記載のとおりであり、実施機関は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったことを理由に、それぞれ却下処分を行った。

エ 本件各訂正請求の却下処分妥当性について

条例19条2項において、訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等（以下「証明書類等」という。）を提出し、又は提示しなければならないとされている。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、審査請求人は、実施機関が提出を求めても証明書類等を提出又は提示しなかったとのことである。

また、実際に審査会において審査請求人がその他に提出した書類を見分したところ、その記載内容からは、証明書類等の提出又は提示があったものと確認することができなかった。

したがって、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件各訂正請求を却下した処分は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表

項番	諮問番号	開示された情報	処分日	諮問日	対象保有個人情報	処分理由
		訂正請求内容				
1	849	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和2年6月4日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供5人の指導経過記録票に子供に関係のない内容が記載され、適正な場所へ訂正。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。〇/〇は、〇/〇に訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除してください。				
2	850	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和2年6月29日	令和3年3月8日	指導経過記録票	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供5人の指導経過記録票に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除してください。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除してください。				
3	876	児童票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） 指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和2年8月21日	令和3年3月23日	児童票 指導経過記録票	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供5人の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除してください。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除してください。				
4	877	児童票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） 指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和2年8月24日	令和3年3月23日	児童票 指導経過記録票	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供5人の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除してください。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除してください。				

項番	諮問番号	開示された情報	処分日	諮問日	対象保有個人情報	処分理由
		訂正請求内容				
5	878	児童票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） 指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和2年8月24日	令和3年3月23日	児童票 指導経過記録票	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供5人の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除してください。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除してください。				
6	891	児童票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） 指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）	令和2年9月25日	令和3年3月23日	児童票 指導経過記録票	条例19条2項で定められている訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出がなかったため
		請求人の子供5人の指導経過記録票等に子供に関係のない内容が記載されているが、適正な場所へ訂正若しくは削除してください。東京都公文書規定（施行細目含む）の定めに従い訂正。事実でない、憶測、推測、感情の記載は訂正・削除してください。				